

◇新潟県核燃料税条例（新潟県条例第2号）

1 価額割に係る核燃料税

価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課することとし、次に掲げる事項その他必要な事項を定めることとしました。

(1) 価額割の課税標準は、発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とすること。(第7条関係)

(2) 価額割の税率は、100分の4.5とすること。(第8条関係)

2 出力割に係る核燃料税

出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課することとし、次に掲げる事項その他必要な事項を定めることとしました。

(1) 出力割の課税標準は、各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とすること。(第7条関係)

(2) 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、4万8,450円とすること。(第8条関係)

3 施行期日

この条例は、地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇新潟県妙高高原博物展示施設条例を廃止する条例（新潟県条例第3号）

1 新潟県妙高高原博物展示施設の廃止

新潟県妙高高原博物展示施設を妙高市に無償で譲渡することに伴い、新潟県妙高高原博物展示施設を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和元年9月30日から施行することとしました。

◇新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例（新潟県条例第9号）

1 指定管理者制度の導入

新潟県若草寮の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第5条、第6条及び第8条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

1 課税免除等の適用要件の改正

県税の課税免除又は不均一課税の適用要件について、基本計画の同意の期限を、平成31年3月31日から令和3年3月31日に見直す等の改正をすることとしました。(第2条関係)

2 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成36年3月31日から令和8年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県森林環境譲与税基金条例（新潟県条例第12号）

1 基金の設置

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村が実施する森林の整備に関する施策の支援及びその施策の円滑な実施に資するための施策等に要する経費に充てるため、新潟県森林環境譲与税基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第16号）

1 新潟県立幼稚園の入園料等に関する規定の整備

子ども・子育て支援法の改正に伴い、新潟県立幼稚園の入園料等に関する規定の整備を行うこととしました。  
(第4条関係)

2 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。